

仲裁法制の整備について（骨子）

司法制度改革推進本部事務局

国際商事仲裁模範法に準拠しつつ、必要に応じて特則等を設け、整備を図る。

* 国際商事仲裁模範法（以下「モデル法」という。）は、国連総会の直属機関である国際商取引法委員会（UNCITRAL）が1985年に策定した、国際商事仲裁に関する法律のモデル法となる法律案である。自主的・自律的な紛争解決方式として、当事者が仲裁手続を定め、仲裁人を選定して仲裁を行うという仲裁の普遍的な基本構造は維持される。

（注）UNCITRALは、United Nations Commission on International Trade Lawの略称である。国連総会は、各国にモデル法の採用を提唱し、現在、三十数か国がこれを採用しており、モデル法は、世界的に大きな影響を与えたと評されている。日本の現行仲裁法（公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律）の母国であるドイツも、1998年にモデル法を採用した仲裁法の改正を行っている。

第1 モデル法に規定が設けられている事項

モデル法に規定が設けられている事項については、できる限りこれを採用する。主な事項として、次のものがある。

1 総則的事項

(1) 書面による通知の方法等について、当事者が合意で定めることを基本としつつ、標準的な方法及び効果を規定

…隔地者間の書面による通知が円滑に行われるようにし、仲裁手続の停滞等を防止

2 仲裁契約に関する事項

（注）仲裁契約とは、一般に、紛争の解決を第三者（仲裁人）の判断（仲裁判断）に委ねる旨の当事者間の合意をいう。

(1) 仲裁契約の方式等を規定

資料 7

...裁判によらない紛争解決制度である仲裁の根幹となる仲裁契約について、その締結の意思を確実に担保するため、書面によるべきことを予定。同時に、通信手段の発達等を踏まえ、電子メールなどを利用して仲裁契約を締結することを可能にする規定を設けることを検討中

3 仲裁人及び仲裁廷

(注) 仲裁人は、当事者から仲裁に付された紛争を審理し、仲裁判断をする権限を与えられた者をいい、仲裁廷は、複数の仲裁人で構成される合議体をいう。

(1) 仲裁人の数、選定手続、忌避の事由やその手続等を規定

(2) 仲裁人の選定、忌避等に係る裁判所の援助等について規定

...仲裁手続の停滞を防止し、その円滑な進行を確保するため、一定範囲で裁判所が援助として仲裁人の選定等を行うものとする
ことを予定

4 仲裁廷の権限

(1) 仲裁廷が仲裁を行う権限（仲裁権限）があるかどうか問題となる場合の手続、判断権者等について規定

...仲裁権限の有無をめぐる争いのために仲裁手続が延引することを防止すべく、仲裁権限がない旨の主張の提出時期を制限するとともに、第一次的に仲裁廷自身が判断するものとし、一定の場合に裁判所への申立てを許容するものとする
ことを予定

(2) 仲裁廷による暫定的な措置（例えば、紛争の対象である取引契約を暫時継続させ、当事者の当座の不利益、損害等を防止するなど）について規定

5 仲裁手続

(1) 当事者の平等処遇及び主張立証の機会の保障について規定

(2) 仲裁手続の準則や仲裁地の決定の在り方について規定

(3) 仲裁手続の具体的な進め方等に関し、当事者の合意を基本としつつ、標準

的な方法，手続不遵守の効果等を規定

…当事者の自主的な規律を尊重しつつ，当事者の合意がない場合の標準的な手続，その不遵守の効果等を定めるものとすることを予定

(4) 証拠調べについての裁判所による援助について規定

…事案解明に資するよう，一定範囲で裁判所が援助として証拠調べを行う仕組みを設けるものとすることを予定

6 仲裁判断及び仲裁手続の終了

(注) 仲裁判断とは，仲裁廷（仲裁人）が仲裁に付された紛争について下す判断をいう。

(1) 仲裁判断に際して依拠すべき準則（紛争の实体面に適用される規範やその定め方）について規定

(2) 仲裁廷の種々の決定は多数決を原則とすることを規定

(3) 仲裁手続中に成立した和解の取扱い及び効力について規定

(4) 仲裁判断書の方式及び内容，訂正等について規定

7 仲裁判断の取消しの裁判（違法な仲裁判断を取り消し，その効力を失わせる裁判）

(1) 仲裁判断の取消しの裁判の方式について規定

…機動的な対応を可能にするため，決定手続とする方向で検討中

(2) 仲裁判断の取消原因を整備

…モデル法所定の取消原因及びニューヨーク条約に定められている承認及び執行の拒絶事由に準ずる規律を採用し，国際的な調和を図ることを検討中

(注) ニューヨーク条約は，「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」の通称である。

同条約は，外国仲裁判断の効力，承認及び執行の要件等について定めたものであり，1959年に発効した。日本は，昭和36年（1961年）に加入書を寄託した。現在，同条約の締約国は130か国を超えており，世界的に成功を収めた条約と評価されている。

8 仲裁判断の承認及び執行

(1) 手続の整備

(2) 執行拒絶原因の整備

…モデル法及びニューヨーク条約に準ずる規律を採用し，国際的な調和を図るものとすることを検討中

第2 モデル法に規定のない事項で検討がされているもの

次の各事項は，モデル法には規定はないが，その性質，実務上の要請等にかんがみ，規定の要否を含め，検討がされている。

- 1 時効中断 …現行法上，仲裁の対象となっている権利についての時効中断に関する規定がないため，時効中断効を定める規定を設けるかどうかについて検討中
- 2 多数当事者仲裁（3人以上の者の間の仲裁）の規律
- 3 仲裁費用及び仲裁人の報酬
- 4 裁判所が仲裁手続に関与する場合の管轄裁判所の規定
- 5 仲裁に関する罰則（賄賂の罪）

第3 その他

新仲裁法の適用に関し，消費者と事業者との間の仲裁及び労働者と使用者との間の仲裁について，何らかの特則を設けるべきか，設けるとした場合にはどのようなものが考えられるか等について，現在検討がされている。